

Press Release

令和8年7月9日（木）
【照会先】
医政局 地域医療計画課
補佐 塩崎 （内線4476）
主査 羽入田 （内線4475）
（代表電話）03(5253)1111

報道関係者 各位

地域医療構想の実現に向けた

重点支援区域の12回目の選定を行いました

厚生労働省は、7月9日、地域医療構想の実現に向け、国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」に以下の区域を新たに選定しました。

重点支援区域として、これまで11回にわたり13道県25区域を選定してきました。重点支援区域に選定されると、医療機能の再編等を検討するための医療機関に関するデータ分析などの技術的支援と地域医療介護総合確保基金の優先配分などの財政的支援を国から受けることができます。詳細は別添の「重点支援区域について」をご参照ください。

厚生労働省では、重点支援区域の申請は随時募集しており、今後も選定を行う予定です。

<12回目の選定となる重点支援区域>

※括弧書きは、医療機能再編等の対象となる医療機関名

京都府

・中丹構想区域

（舞鶴医療センター 舞鶴共済病院 舞鶴赤十字病院 市立舞鶴市民病院）

重点支援区域について

1 事業の目的

2040 年に向けた地域医療構想において、病床の機能分化・連携だけでなく、医療機関機能に着目した医療機関単位での連携・再編・集約化の協議等を進めることとしており、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行う。

2 基本的な考え方

- 都道府県は、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、都道府県からの申請を踏まえ（随時募集）、厚生労働省において選定する。なお、選定は複数回行うこととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能の再編や病床数等の適正化に関する方向性を決めるものではなく、また、重点支援区域に選定された後も、結論については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。
- 「重点支援区域」における事例としての対象は、複数医療機関の医療機能再編等事例とする。

3 支援内容

【技術的支援】

- ・ 地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析
- ・ 関係者との意見調整の場の開催 等

【財政的支援】

- ・ 地域医療介護総合確保基金の優先配分
- ・ 病床機能の再編支援を一層手厚く実施